

加西市はつらつ委員会地域づくり交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加西市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画における小地域福祉活動と連携し、小学校区を範囲に住民主体の地域づくりを行うはつらつ委員会に対し、加西市はつらつ委員会地域づくり交付金(以下「交付金」という。)を交付することにより、住民主体による地域づくりを支援することを目的とし、加西市補助金等交付規則(平成30年加西市規則第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(加西市はつらつ委員会地域づくり交付金)

第2条 市長は、はつらつ委員会に対し、次条に規定する事業に財政支援として予算の範囲内で交付金を交付することができる。

(対象事業)

第3条 交付金の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 世代間交流事業
- (2) 広報誌の発行
- (3) ふれあいいいききサロン事業
- (4) 見守り・支え合い研修事業(健康、認知症・防災等に関する研修会等)
- (5) その他地域福祉の向上のため市長が必要と認める福祉活動

(交付金の額)

第4条 はつらつ委員会に交付する交付金は、小学校区ごとに10万円を上限とする。

(交付金の交付申請)

第5条 交付金の交付を受けようとするはつらつ委員会は、交付金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 団体規約
- (2) 団体名簿及び役員名簿
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、交付金の交付決定を行い、交付金交付決定通知書により、はつらつ委員会に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定にあたり、必要な条件を付することができる。

(交付金の請求)

第7条 はつらつ委員会は、交付決定の通知を受けたときは、市長に交付金の交付を請求書するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに交付金を交付するものとする。

(交付決定額の変更)

第8条 はつらつ委員会は、第6条第1項の規定により通知された金額の変更を受けようとするときは、交付金変更交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、第6条に準じ決定を行い、その旨を交付金交付決定変更通知書により、通知するものとする。

(実績報告)

第9条 はつらつ委員会は、実績報告書を事業完了後30日以内又は事業年度の終了後すみやかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告の内容を審査し、はつらつ委員会に精算すべき交付金が生じていると認めるときは、期限を定めて返納を命ずるものとする。

(報告又は調査)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、はつらつ委員会に対して報告を求め、又は調査を行うことができる。

(交付金の返還)

第11条 市長は、はつらつ委員会が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、期限を定めて交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 交付金の交付決定の内容、又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 交付金を事業の目的外に使用したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により交付金の交付を受けたとき。

(4) 実績報告書の提出がないとき。

(帳簿の備え付け)

第12条 はつらつ委員会は、交付金交付決定の内容及びこれに付した条件に従って事業を遂行し、対象事業に係る収入及び支出を明らかにする帳簿を備え、かつ、当該収入支出について証拠書類を整備し、保存しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関して必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。